

# 雇用保険関係の手続きは 「電子申請（e-Gov）」をご利用ください

雇用保険関係の手続きを行う場合、ハローワークの窓口に書類を提出する方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。  
24時間いつでも申請できる電子申請を、ぜひご利用ください。

## 電子申請の便利な使い方

### <ポイント1>

「一括申請」機能を使えば、本社が支社の手続きをまとめて申請できます。

雇用保険の資格取得届・資格喪失届等の届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていますが、「一括申請」※<sup>1</sup>機能を利用することにより、本社が支社の手続きをまとめて電子申請することが可能です。

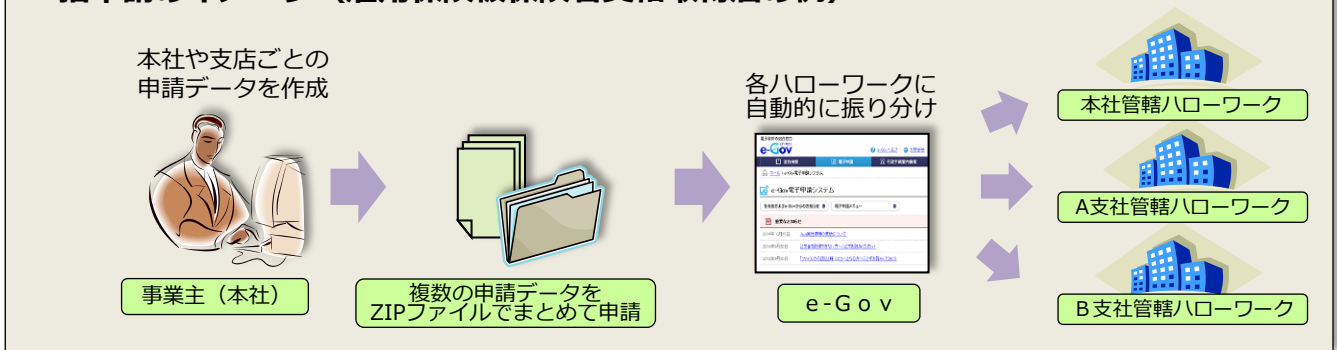
この場合、申請データは事業所ごとに作成する必要がありますが、事業主が所持する電子証明書※<sup>2</sup>のみで利用できます。

※<sup>1</sup> 一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入する必要があります。  
詳細は上記e-Govのホームページをご確認ください。

※<sup>2</sup> 電子証明書を取得していない法人事業主は、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用可能です。  
(平成27年1月から利用開始)

e-Gov 一括 検索

### 一括申請のイメージ（雇用保険被保険者資格取得届の例）



### <ポイント2>

電子申請(e-Gov)の利用する際に、照合省略の認可を受けることにより、賃金台帳等の添付書類の省略※<sup>1</sup>が可能になります。

照合省略の認可には、「過去の取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるもの」等の一定要件があります。詳しくは、各手続きの記載要領※<sup>2</sup>でご確認ください。

※<sup>1</sup> 離職理由を確認するための書類は省略はできません。

※<sup>2</sup> 例：雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）の記載要領

<http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/FileDownload?seqNo=0000380069>



## ご利用にあたって

### <e-Govについて>

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。  
厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。



e-Gov 検索

e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへ  
メール、電話、FAXで問い合わせることも可能です。

#### 電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】 メール : <https://www.egov.go.jp/contact/form/enquete.html>

e-Gov 支援 検索

電話番号 : 050-3786-2225

FAX : 050-3786-2226

e-Gov お問い合わせ 検索

### <電子証明書の入手方法>

e-Govで雇用保険関係手続きの電子申請を行うには「電子署名」※1が必要となります。  
このため、あらかじめ「電子証明書」※2を入手しておく必要があります。

雇用保険手続きに利用できる電子証明書を発行している「認証局」については厚生労働省  
ホームページでご確認ください。

※1「電子署名」とは書類上の押印やサインと同じ行為を電子手続き上で行うものです。

※2「電子証明書」とはいわば印鑑証明のようなものです。

#### 電子申請に利用可能な民間認証局

[http://www.mhlw.go.jp/shinsei\\_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku\\_taiouhyou.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf)

電子申請により雇用保険関係の手続きをした場合、その手続きに対して交付する書類は、  
原則として電子媒体(PDFファイル)でお届けします。

これらは簡単にパソコンから出力することができます。詳しくはe-Govのホームページを  
ご覧ください。

雇用保険関係の手続きについては、「世界最先端IT国家創造宣言」(H26.6.24決定)によって、  
オンライン利用率を平成33年度までに70%以上にすることが政府方針として決定されました。